○環境省告示第百十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第六号ロの規定に基づき、処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十五条第一項第六号ロの環境大臣が定める方法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法のうち、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項第二号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法のうち、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項第二号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法のうち、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項第二号ハの規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの環境大臣が定める方法のうち、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）